

清里地区の人口と世帯		
男	1779人	(-1)
女	1869人	(+1)
人口	3648人	(±0)
世帯	1451世帯	(+1)
〈平成29年6月末日現在()は前月比〉		

編集・発行 前橋市清里公民館 〒370-3573 前橋市青梨子町 339 番地 事務室：TEL027-251-9005
FAX027-255-0341 e-Mail：d410220@city.maebashi.gunma.jp 市立図書館清里分館：TEL027-253-4588

～清里地区青少年育成推進委員会より～

持たせっぱなしは親・保護者の罪です

スマートフォン・パソコン等からサイトに接続して性犯罪等の被害に遭う子どもたちが後を絶ちません。子どもたちが、このような被害に遭わないよう、保護者や大人がスマートフォン等の適正な利用方法や付き合い方等について指導しましょう。詳細については自治会の回覧をご覧ください。

●夏の青少年健全育成運動実施期間：
平成29年7月15日(土)～8月31日(木)

●推進目標：
県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組もう
◇「おぜのかみさま県民運動」を推進し、地域と家庭で子どもたちの安全・安心なインターネット利用を考えよう



- 写真を**お**くらない (人に見られて困る写真は送らない)
- せ**ったいあわない (インターネットで知り合った人とは絶対に会わない)
- 個人情報**を**のせない (名前、住所、学校名等の個人情報は載せない)
- 悪口**を**かきこまない (悪口や人を困らせるようなことを書きこまない)
- 有害サイト**を**みない (フィルタリングをかけて有害サイトを見ない)
- 出会い**を**さがさない (インターネットで出会いを探さない)
- ルール**を**まもる (あそび時間や料金など、家の人と決めたルールを守ってね!)

地域づくり講座 「夏休み子ども八木節教室」 参加者募集!



■日時①8月2日(水)②8月9日(水)③8月23日(水)④8月28日(月)いずれも午後5時～午後6時 ■会場 清里公民館ホール他 ■対象 清里地区在住の小学生、保育所(園)又は幼稚園の年長児
■参加費 無料 ■持ち物 汗拭き用のタオル、水分補給用の飲み物 ■お問い合わせ先 清里公民館 ☎251-9005

八木節のお囃子(はやし)や踊りを練習して、地区や市のイベントに出演してみませんか。お友達とお誘い合わせのうえ、気軽にお申込みください。

子育て主催「夏まつり」まちづくり協議会主催「枝豆収穫祭」開催!

7月22日(土)清里地区子ども会育成団体連絡協議会主催の夏祭り、清里まちづくり協議会主催の枝豆収穫祭を開催します。子ども八木節が会場を盛り上げるほか、バルーンアートの体験コーナー、ペットボトルポウリングやスーパーボールすくいといったアトラクション、きよさと焼をはじめ、焼きそば、かき氷・チョコロスなどの模擬店コーナーが楽しめます。多くの皆様のご来場をお待ちしております。詳細については回覧のチラシ等をご覧ください。 ■日時 7月22日(土) 午前8時30分～正午 ■会場 清里公民館



きよさと焼が楽しみだね!

夏休みは公民館で楽しもう!

青少年の健全育成に標語絵画募集!

清里地区青少年健全育成会では、次代を担う前橋の子どもたちが心身ともに強くたくましく成長していくことを願い、「前橋のことも明るく育てるための標語・絵画」を募集いたします。また、応募された作品を前橋市の青少年健全育成の広報活動に活用し、青少年健全育成活動の普及を図ります。



平成28年度 絵画の部 市長賞 作品 「町内みんなで草むしり!」

みんなある やさしいきもち そだてよう

平成28年度 標語の部 市長賞 作品

紙は各学校を通じて配布いたします。清里公民館にも用意してあります。
■募集期間 7月14日(金)～8月31日(木) 必着
提出先 清里小の児童および第六中の生徒は各学校。市内の特別支援学校、群馬大学附属小・中学校、共愛小・中学校の児童および生徒は前橋市教育委員会事務局青少年課、一般は清里公民館 ※選考結果は地区事務局を通してお知らせします。
特別賞の表彰は10月14日(土)開催の前橋市青少年健全育成大会において行います。 ■お問い合わせ 清里公民館 ☎251-9005

今月の納税のお知らせ

固定資産税・都市計画税2期
国民健康保険税1期(普通徴収分)

7月31日(月)まで

きよさと子育てサロンのお知らせ

開催日：7月26日(水)
8月9日(水)
8月23日(水)



時間：午前10時～11時30分
場所：清里公民館 和室
対象：就園前の乳幼児とその親
参加費：無料(予約は不要です)
内容：自由遊び

図書室だより ～7月の新着図書案内～

一般書

ポジティブ会議 松岡 修造／著
 予防接種のえらび方と病気にならない育児法 黒部 信一／著
 はじめてのスマホ&格安SIM
 男尊女子 酒井 順子／著
 幸福のパズル 折原 みと／著
 アンカー 今野 敏／著
 ドクター・デスの遺産 中山 七里／著
 ぷろぼの 楡 周平／著
 素敵な日本人 東野 圭吾／著
 自閉症のうた 東田 直樹／著
 ほか

児童書

5分間のサバイバル 4年生 韓 賢東／マンガ
 みつけたよ!だんごむし(しぜんにタッチ!)
 わらいばなし20話(名作よんでよんで) 西本 鶏介／監修
 5分後に驚愕のどんでん返し(5分シリーズ) エプリスタ／編
 お化けのおもてなし 川端 誠／作
 そらめくくのはらっぱあそび なかや みわ／さく
 だじゃれ世界一周 長谷川 義史／作
 ちゅうちゅうたこかいな 新井 洋行／作
 なんでもできる!? 五味 太郎／[作]
 ヤモップさん、ぴたっとかいつ! 松山 円香／作
 ほか

▽休館日

7月/20・27
 8月/3・10・17・24・31

▽開館時間

平日: 10:00~18:00
 土・日・祝: 10:00~17:00



市立図書館清里分館 TEL 253-4588

清里分館 夏の分館行事
清里ボランティア会による

おはなし会

日時
7月22日 土
10:30~11:15

場所 清里公民館 視聴覚室

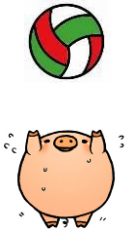
お問い合わせ: 前橋市立図書館清里分館
027(253)4588

清里地区 体育協会

上青梨子Aチーム連覇

6月25日(日)清里地区体育協会(志賀晴史(会長)主)

各町から2チーム出場した全10チームによる予選リーグでは、見ごたえのある白熱した戦いが繰り広げられました。
 そして予選リーグから勝ち上がったチームによる決勝戦と3位決定戦では、一進一退の攻防が続ぎ、双方ともフルセットまで持ち込まれる激戦となりました。
 結果は次のとおりです。



■清里地区体育協会ソフトバレーボール大会

スポーツで地域の絆が深まりました

清里地区 清寿会

前原Bチーム4連覇

7月10日(月)に清里地区清寿会連合会(馬場稜威 会長)主催のスマイルボウリング大会が公民館ホールで開催されました。
 各町2チーム出場し合計10チームで順位を競う大会。参加選手は日頃の練習



の成果を存分に発揮。気合の入った打球が随所で見られました。結果は前原Bチームが2位以下を大きく引き離し、平成26年度から続く4連覇を果たしました。
 【優勝】前原Bチーム
 【準優勝】池端Aチーム
 【3位】上青梨子Aチーム
 なお、上位2チームは清里地区代表として9月14日に前橋市民体育館で開催される前橋市老人クラブ連合会主催のスマイルボウリング大会に出場します。応援よろしくお願いします。

■清里地区清寿会スマイルボウリング大会

小中学生の写真を募集します ～清里地区子育て連写真コンテスト～

清里地区子ども会育成団体連絡協議会では、平成29年度写真コンテストの作品募集を行います。作品は清里公民館で展示するほか、優秀作品には、賞状と記念品を授与します。また、「清里地区少年の日フェスティバル」での表彰を予定しています。応募用紙は清里公民館にありますのでご来館のうえ、お申し込み下さい。■提出期日=9月1日(金)までに各町子ども会支部長さん、もしくは清里公民館へ提出してください。ひとり3点以内応募可能です。■テーマ=「ふるさと清里」、清里地区内で撮った写真に限ります■サイズ=L判サイズ~A4サイズ(未発表のもの。白黒・カラーは問いません)■応募対象=清里地区在住の小中学生■問い合わせ=清里公民館(電話251-9005)



人権について考える

人権とは誰もが生まれながらに持っている自分らしく生きる権利のことです。

この権利は日本国憲法によってすべての国民に保障されています。しかし、現実にはさまざまな偏見やいわれのない差別により人権侵害が起こっています。

私たちは、他人の基本的な人権を互いに尊重しあうとともに、それを自分たちの手で守り育てていかなければなりません。
 今もあるさまざまな偏見や差別問題を通して、人権の問題について考えてみましょう。

【高齢者】我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者に対する就業差別、介護者による身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分(経済的虐待)などといった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

介護の際に虐待を受けた、詐欺商法で被害を受けたなどの事案が発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい……
 高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

(法務省人権擁護冊子「人権の擁護」から)